

一般社団法人 環境共創イニシアチブ (SII) の「エネマネ事業者」及び EMS 機能
(出典：一般社団法人 環境共創イニシアチブ ホームページ)

一般社団法人 環境共創イニシアチブ (SII)		
平成 27 年度エネマネ事業者登録者の中で (一社)ESCO・エネルギーマネジメント推進協議会会員の登録者リスト		
番号	幹事者名	ホームページ
1	アズビル(株)	http://www.azbil.com/jp/
2	(株)OGCTS	http://www.ogcts.co.jp/
3	(株)関電エネルギーソリューション	http://www.kenes.jp/
4	(株)九電工	http://www.kyudenko.co.jp/
5	(株)洗陽電気	http://www.koyoelec.com/
6	三機工業(株)	http://www.sanki.co.jp/
7	(株)シーエナジー	http://www.cenergy.co.jp/
8	ジョンソンコントロールズ(株)	http://www.johnsoncontrols.com/ja_jp
9	高砂熱学工業(株)	http://www.tte-net.co.jp/
10	東京ガスエンジニアリングソリューションズ(株)	http://www.tge.co.jp/
11	(株)東芝	http://www.toshiba.co.jp/
12	東邦ガスエンジニアリング(株)	http://thg- group.tohogas.co.jp/thge/about/
13	トレイン・ジャパン(株)	http://www.jp.trane.com/
14	日本ファシリティ・ソリューション(株)	http://www.j-facility.com/
15	(株)日立製作所	http://www.hitachi.co.jp/
16	日比谷総合設備(株)	http://www.hibiya-eng.co.jp/
17	菱機工業(株)	http://www.ryokikogyo.co.jp/
	コンソーシアム事業者名	ホームページ
18	日本電技(株)	http://www.nihondengi.co.jp/
19	東テク(株)	http://www.totech.co.jp/
20	ヤシマ工業(株)	http://www.yashima-kogyo.com/
21	藤井産業(株)	https://www.fujii.co.jp/
22	(株)ヴェリア・ラボラトリース	http://www.veglia.co.jp/
23	日本工営(株)	https://www.n-koei.co.jp/

1. 平成 28 年度 エネルギー使用合理化等事業者支援補助金の事業概要

環境共創イニシアチブ（SII）は、事業者が計画した省エネルギーに係る取組のうち、既設の工場・事業場等における先端的な省エネ設備・システム等の導入であって「省エネルギー効果・電力ピーク対策効果」、「費用対効果」及び「技術の先端性」等を踏まえて政策的意義が高いと認められる事業に対し、交付規程に基づき国庫補助金（経済産業省からのエネルギー使用合理化等事業者支援補助金交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金）の交付を行う。

具体的には、工場・事業場等における既設設備・システムの置き換え、又は製造プロセスの改善等の改修により、省エネルギー化または電力ピーク対策を行う際に必要となる費用を補助する。また、「エネマネ事業者」を活用し、エネルギーマネジメントシステム EMS を導入することでより一層の効率的・効果的な省エネルギーを実施する事業についても支援を行う。

※「工場・事業場等」とは、省エネ法の工場・事業場及びエネルギー管理を一体となっていて行っていると判断できる単位のことをいう。

2. エネルギー管理支援サービス事業者「エネマネ事業者」の公募

SII は、平成 28 年度「エネルギー使用合理化等事業者支援補助金」を実施するにあたり、より効率的、効果的な省エネルギー対策を実施しようとする補助事業者のために、エネルギーマネジメントシステム EMS の導入を支援し、エネルギー管理支援サービスを提供するエネルギー管理支援サービス事業者「エネマネ事業者」を公募する。

3. 「エネマネ事業者」を活用した場合のエネルギー使用合理化等事業者支援補助金の概要

SII は、工場・事業場等における既設設備・システムの置き換え、又は製造プロセスの改善等の改修により、省エネルギー化または電力ピーク対策を行う際に必要となる費用を補助する。

また、エネルギー管理支援サービス事業者「エネマネ事業者」を活用し、EMS を導入することでより一層の効率的・効果的な省エネルギーを実施する事業についても支援を行う。

4. 「エネマネ事業者」とは

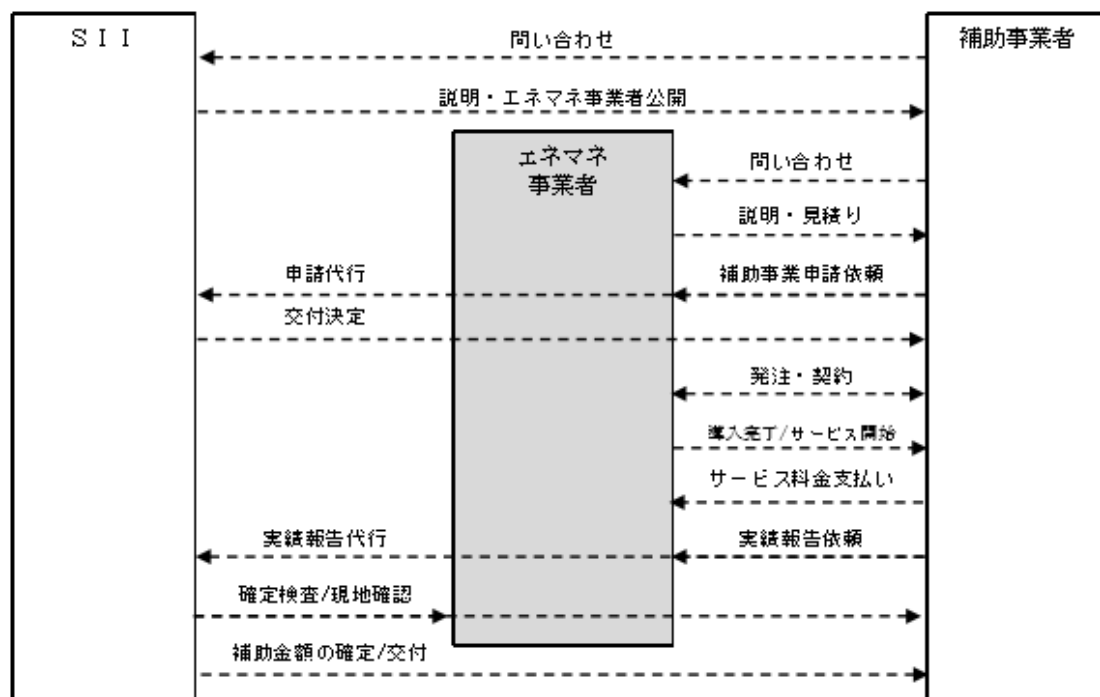
省エネ設備・システムや電力ピーク対策に寄与する設備・システムなどに対して、EMS を導入し、エネルギー管理支援サービスを通じて工場・事業場等の省エネルギー事業を支援する者として、SII に登録された者をいいます。

5. 「エネマネ事業者」の主な業務内容

「エネマネ事業者」は、以下のような業務を行う。

- (1) 補助事業者からの問合せへの対応と SII への情報提供を行う。
- (2) 補助事業者の補助事業申請、実績報告の提出などの手続きを代行する。
- (3) 補助事業者に対し、補助対象となる設備・システム・EMS の導入を支援するとともに、エネルギー管理支援サービスを提供する。
- (4) SII が必要に応じて実施する現地確認を含む確定検査へのサポートを行う。
- (5) 補助事業を通じて取得した EMS について、適切な財産管理を促す。

6. 補助事業の公募から補助金額の確定までの流れ



6. EMS の機能要件

補助対象となる EMS のシステム・機器は、別表 1 EMS 機能要件表に定める要件を満たし、「エネマネ事業者」が提供するエネルギー管理支援サービス等の実施のために必要不可欠なシステム・機器で、予め SII の確認を受け、補助対象システム・機器として登録されているもの。

別表1 EMS機能要件表

以下の機能要件をすべて満たすこと。

No.	項目		機能	
導入拠点における機能要件				
1	エネルギーの計測・見える化	全体※1 見える化	電力、ガスその他のエネルギーも含め、1か月以内の事業所全体のエネルギー消費量を統一単位（原油換算(kl)）で閲覧できること	
2		電力	全体電力消費量	事業所全体の電力消費量を計測できること（外部への売電を行う場合は売電量の計測もできること）
3			個別電力消費量※2	系統別や機器別、発電設備、蓄電設備、フロア別等の個別電力消費量が計測できること
4			計測間隔	計測点をそれぞれ30分以内の間隔で計測し、1か月以上保存すること
5			見える化	全体及び個別計測点の30分以内の電力消費量を閲覧できること
6		電力以外	全体エネルギー消費量	事業所全体のエネルギー消費量を計測もしくは入力し、1か月以上保存すること
7			個別エネルギー消費量	機器別のエネルギー消費量を計測もしくは入力できること
8			計測(入力)間隔	全体・個別それぞれの項目を1か月以内の間隔で計測・入力できること
9			見える化	全体及び個別計測点の1か月以内のエネルギー消費量を閲覧できること
10	接続機器制御	電力	個別機器制御	省エネやデマンドピーク対策のために各機器を自動制御できること
11			デマンド目標設定と通知	事業所全体の30分デマンド値目標が設定でき、設定された目標値を超える蓋然性が高い場合には責任者へ自動的に通知できること
12			デマンド制御	設定した30分デマンド目標以下に自動制御する機能を有すること
13		電力以外	個別機器制御	省エネのために各機器を自動制御する機能を有すること
14		共通	アンサーバックの取得※3	EMS制御信号に対し、制御対象機器が信号にON/OFFしたかどうかを確認できる機能を有すること
エネマネ事業者のセンターシステムに対する機能要件				
15	見える化	一覧表示	補助対象設備の電力消費量及び電力以外のエネルギー消費量を一覧表示できる機能を有すること。事業場全体については、原油換算値(kl)表示可能なこと	
16	デマンドの制御	デマンドレスポンス/通知機能	電力会社等からの要請を受け取り、要請地域の導入拠点に対し必要な事前通知を行う機能を有すること	
17		デマンドレスポンス/制御機能	電力会社等からの要請を受け取り、要請地域の導入拠点に対し必要な制御を行う機能を有すること	
18		計測データ等の保存	計測データについて、サーバ上に保存し、閲覧できること。保存するデータの粒度は、電力データは30分以内の間隔で3年以上とし、その他データは1か月以内の間隔で3年以上とする	
19	データの保存・抽出	制御履歴の保存※4	EMSによる設備への制御履歴、及び電力会社等からのデマンドレスポンスの要請等に対応した履歴を30分以内で3年以上保存すること（ローカル・クラウド任意）	
20		計測・入力データの抽出	全計測及び入力データをCSV形式等で抽出できること	
21	その他	通信遮断への対応	センターシステムとの通信が一時的に切断されても、導入拠点EMSにてローカル制御、データ計測・蓄積を継続し、センターサーバーのデータリカバリが可能であること	
22	標準プロトコルへの対応		デマンドレスポンス等の標準プロトコルが正式発表された場合、それらの標準プロトコルへの対応を可能とすること	

※1 ガス、重油、石油等の外部購入エネルギー、工場内部でボイラー等発生する熱は対象外だが、外部からの熱供給は計測・入力対象。

※2 蓄電設備を導入する場合は充放電量を計測すること。

※3 アンサーバックの開発が必要な場合、9月までに完成する開発計画を提出すること。

※4 制御時間を計算できる状態でログを保存すること。実制御時間はアンサーバックを記録したものを基本とするが、当該機能に類する値が得られる場合はアンサーバックの取得を義務化するものではない。